

非常変災その他緊迫事態における非常措置

滋賀県立伊香高等学校

1 「大雨、暴風を含む特別警報」・「暴風を含む警報」の発令時における措置

- ①午前7時に県内いずれかの地域において「大雨、暴風を含む特別警報」、「暴風を含む警報」が発令中の場合は、自宅待機とし、警報が解除されしだい登校すること。
- ②午前10時に、なお県内いずれかの地域において「大雨、暴風を含む特別警報」、「暴風を含む警報」が発令中の場合は、臨時休業（自宅学習）とする。
- ③その他の警報（大雨警報等）の場合は、学校から特別に指示がない限り、授業を行うので登校して学校からの指示に従うこと。
- ④「大雨、暴風を含む特別警報」、「暴風を含む警報」に関わらず、JRが運休している場合は、安全かつ支障のない方法で登校すること。
- ⑤部活動や補習についても上記のとおりとする。

2 「大雨、暴風以外の特別警報」（「暴風雪」、「大雪」等）の発令時における措置

- ①午前7時に滋賀県湖北地域において「大雨、暴風以外の特別警報」が発令中の場合は、自宅待機とし、警報が解除されしだい登校すること。
- ②午前10時に、なお滋賀県湖北地域において「大雨、暴風以外の特別警報」が発令中の場合は、臨時休業（自宅学習）とする。
- ③上記1の③～⑤に同じ。